

広報いばせき

平成23年度第3号

10月16日は石油の日です

平成23年10月7日発行

「石油の日」について

10月16日は「石油の日」です。石油の日には、同封のチラシ「ごぞんじですか」及び「不正軽油は犯罪です」を一般ユーザーに配布し、周知下さるよう宜しくお願いします。

「かけこみ110番」のぼり掲示のお願い

県警のまとめによりますと、10月は「不審者情報」が1年で最も多い月のため、組合では10月をのぼり掲示強調月間として実施しております。9月下旬に全SSにのぼりを2枚ずつお届けしてありますので、防犯効果を高めるため掲示下さいますようご協力をお願いします。なお、かけこみ事案等がございましたら「かけこみ事案報告書」でご報告をお願いします。不明な点は担当：井上までお問い合わせください。

油外収益拡大月間の参加SS募集中

今年も「車の安全点検」オイル・タイヤ・洗車ワックスは当SSで！をスローガンに油外収益の拡大を図ることを目的に11月20日(日)～12月31日(土)までの42日間実施いたします。今回は同時に抽選で日帰り旅行が当たる「トラベルキャンペーン」を実施いたします。参加申込は10月26日(水)までをお願いします。是非ご参加下さい。(参加費3,000円(のぼり3枚、チラシ200枚、日帰り旅行応募券2000枚込))

《共同事業増強キャンペーンにご協力をお願いします》

毎年恒例の共同事業増強キャンペーンを9月1日～11月30日(中型生命グループは12月26日まで)まで実施しております。今年のキャンペーン種目は既製ロール紙・洗車用タオル・中型生命グループの3種目です。特に既製ロール紙は通常価格より4円～10円引き、洗車用タオルは3～4円引き、リサイクルトナーカートリッジは200円引きとなっておりますので、是非ご利用下さいますようお願いいたします。

《給油設備安全点検支援事業 5次募集について》

給油設備安全点検支援事業(被災地域の地下タンク検査・補助限度額20万円)は、第4次募集終了時点で予算残額があるため、近日中に第5次募集を行う予定です。詳細につきましては、担当：笹沼までお問い合わせ下さい。

★(注)：古河市・結城市・坂東市・八千代町・五霞町・境町・守谷市は対象外

《地域エネルギー供給拠点整備事業について》

地下タンクの撤去及び入換工事を行う場合の補助事業の第6回目の受付を10月17日～10月28日(午前中組合必着)まで行う予定です。なお、タンクの入換は供給不安地域のみです。補助内容につきましては、下記のとおりです。

工事の種類	申請資格	補助上限額	補助率
地下タンク撤去	品確法廃止後3年以内	1,000万円	対象経費の2/3
地下タンク入換	石油製品の供給不安地域	2,000万円	埋設後35年～50年未満1/4、50年以上1/3

*石油製品の供給不安地域：高萩市、常陸太田市、大子町又は工事实施SSを基点に、最短道路距離で5km四方以内に他のSSが1ヶ所以内の地域。詳細につきましては担当：井上までお問い合わせ下さい。

《地下タンク漏えい防止措置に係る猶予期間の延長について》

消防法改正に伴い、平成 25 年 1 月 31 日までに漏えい対策が義務付けられた地下タンクに対し下記の措置を講じた給油所について平成 28 年 1 月 31 日まで猶予期間が 3 年間延長になりました。

1. 期間延長の対象給油所

今般の東日本大震災に伴い、災害救助法が適用された市町村に所在する S S であって、設備の被害を受けたことが市町村長等により確認された給油所。

2. 期間延長の条件

①被害を受けた地下タンクが、腐食のおそれが特に高いタンクである場合には、精密油面計を設置することにより、猶予期間が 3 年に延長される。

従って、この期間中 FRP ライニング、電気防食施工を行うことは当然のことながら差し支えない。

① 被害を受けた地下タンクが、腐食のおそれが高いタンクである場合には、危険物規則第 62 条の 5 の 2 に基づく点検(定期点検)を、半年に 1 回以上行うことにより、猶予期間が 3 年間延長される。

1. 手続き等

期間の延長の適用を受けようとする給油所は、平成 25 年 1 月 21 日までに下記の書類を市町村長等に提出しなければならない。

- ① 申請書
- ② 東日本大震災により給油所が損壊したことを明らかにできる書類(被災証明等)
- ③ 腐食のおそれが高いタンクである場合、在庫管理に従事する者の職務及び組織に関する事、在庫管理に従事する者の教育に関する事、在庫管理の方法及び危険物の漏れが確認された場合取るべき措置に関する事その他必要な事項について記載した計画書

《被災地域石油製品販売業早期復旧等支援事業》

東日本大震災により、被災した給油所設備の補修費用に対する補助(給油所設備補修等事業)及び損壊した給油所等の撤去費用に対する補助(損壊給油所撤去事業)を行う事業です。この事業の 6 回目の受付を 10 月 3 日～10 月 20 日(午前中組合必着)まで受け付けます。詳細につきましては(社)全国石油協会のホームページをご覧ください。(石油協会⇒被災地石油製品早期復旧等支援事業)

なお、ご不明な点がございましたらお問い合わせ下さい。029-224-2421(担当:井上)

申請資格	・品確法に基づき登録している揮発油販売業者又は運営者である他者に被災した給油所等を貸与している所有者(但し、申請は 1 回のみ)
対象費用	補修費、調整費、点検費(地下タンク・配管を除く)、設備移動費、土木工事費、電気工事費、部品交換(作業費含む)、設備本体交換(計量機の場合は新品に限る、設置費用を含む)、廃油処理費等
補助対象設備	① 計量機 ② 防火塀・防油堤 ③ 土間 ④ 地下タンク ⑤ 地上タンク ⑥ 配管 ⑦ タンクローリー(7kl 以下)
補助率	10/10
補助上限額	① 中小企業 : 700 万円(但し、撤去費用は 600 万円) ② 非中小企業 : 350 万円
添付書類	② 自治体が発行する被災証明書等 ② 2 社以上の専用見積書(すでに発注してある場合は発先の見積書 ③ 契約書又は受発注書 ④ 企業規模を確認するための書類(商業登記簿謄本等) ③ 申請給油所の平面図 ⑥ 被災した設備の写真 ⑦ 取得財産等の管理・処分に関する誓約書

《災害特別保証資金制度のご案内》

東日本大震災で影響を受けた東北 6 県及び関東 7 都県の S S 経営者を支援する制度です。

- ・借入限度額 : 1 S S 運営者 2000 万円まで、2 S S 以上の運営者は 4000 万円まで。但し、月商の 2 倍が限度額。
- ・借入期間 : 7 年以内(2 年間は元金据え置きが可能、2 年後から元金均等返済)
- ・利用するためには、出捐金が必要となります。出捐金をお持ちでない方は、担当:鈴木までお問合せください。